

雲南市学校給食費管理システム更新に係る公募型プロポーザルに関する質問・回答

No.	質問内容	回答
1 (5/22 回答掲 載済 み)	<p>質問項目：実施要領 第5参加申込手続 2提出書類 (4)業務実績調書(様式第4号)</p> <p>1. 他の地方公共団体への業務実績を記載する条件は以下のとおりと してよいか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年に遡り同業務の導入及び保守の実績があり、現在も保守を 継続している。 ・地方公共団体との直接契約している実績とする。 <p>2. 実績記載の上限を示されたい。</p>	<p>1. について 実績として記載する条件に付いて様式第4号に追記しましたので ご確認ください。</p> <p>2. について 実績の件数に上限はありません。</p>
2	<p>質問項目：仕様書 無償化対象範囲について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食費の無償化について、小学校のみを対象とし、中学校および 教職員は有償での管理が必要という認識でよいか。 ・また上記認識が正しい場合、小学校において基準額を超過する 想定はあるか。超過が発生する場合、保護者徴収の有無について 示されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食の抜本的な負担軽減(いわゆる無償化)」への対応とし て、令和8年度、本市においては小学校のみを対象として実施し、 保護者からの負担額を無償化しています。中学校および教職員は給 食費を徴収しており管理が必要です。 ・本市におけるいわゆる無償化対応において、国の「学校給食の抜 本的な負担軽減」による基準額を超過する部分はあります。令和8 年度においてはこの超過分を市が負担し無償化しております。 令和9年度以降はこの超過分について保護者徴収を行う見込み です。
3	<p>質問項目：仕様書 無償化対象範囲の拡大について</p> <p>無償化の制度や運用の見直しにより、業務・システムに大きな変更 が生じる場合は、協議のうえ改修費用を見積、対応するという認識 でよいか。</p> <p>例) 中学校への無償化対象の拡大 など</p>	<p>軽微な修正については原則無償で対応することを想定しますが、シ ステムの大幅な変更が必要な場合には、ご記載の対応で差し支えま せん。</p> <p>「学校給食の抜本的な負担軽減(いわゆる無償化)」の中学校への拡 大への対応については今回の提案に含めてください。</p>

雲南市学校給食費管理システム更新に係る公募型プロポーザルに関する質問・回答

4	質問項目：その他 機能要件確認書（様式第9号）	
	34項「他システムへ連携するデータの作成ができること。」について、想定されている連携先システムやデータ項目を示されたい。	調定・賦課情報等を住民情報システムに出力すること及び、滞納情報を滞納管理システムに出力することを想定しています。 データ項目としては、名義人情報、該当児童生徒情報、調定情報、納期限情報、収滞納情報（領収日、収納額、収納区分、滞納額等）を想定しています。
5	質問項目：その他 評価基準採点表	
	項目 No11. 代理納付機能 代理納付とは生活保護等の支援、もしくは、任意の第3者を指すという認識で良いか。 上記以外のケースがある場合は、内容を示されたい。	生活保護等の支援および、任意の第3者による納付を想定しております。 なお、生活保護等の中には児童手当を含んでいます。児童手当からの充当に関する運用についてはNo. 9の回答に記載しております。
6	質問項目：実施要領 第8>1(2)エ 企画提案書のフォントサイズについて	
	図などを貼り付ける場合、図中の文字のフォントサイズについても、11ポイントの必要があるか。また、11ポイント以上のサイズになってもよいか。	図等を張り付ける場合には、11ポイント以外のフォントサイズになっても差し支えませんが、見やすいフォントサイズとしてください。
7	質問項目：その他 機能要件確認書（様式第9号）項番32	
	他システムで管理する収納履歴情報とは、具体的に何のシステムのような情報を想定されているか。	現行の住民情報システム（MISALIO）で管理する調定額、未納額、納期限、領収日、不能欠損、延滞金および督促手数料に関する情報を想定しています。
8	質問項目：その他 機能要件確認書（様式第9号）項番73	
	一括で還付額を入力する機能について、過誤納となった収納結果に対し、還付実績額を一括入力できるという理解でよいか。	過誤納となった収納結果に対して還付する額を一括入力できることを想定しています。

雲南市学校給食費管理システム更新に係る公募型プロポーザルに関する質問・回答

9	質問項目：その他 機能要件確認書（様式第9号）項番 86	
	各調定月の納期限までは充当処理ではなく保護者への請求を可能とすると理解でよいか。齟齬がある場合は、どのような場面を想定されているかご教示されたい。	現在の本市の運用では、児童手当は過年度分にしか充当しないこととしているため、現年分には充当しないように設定または運用ができることを想定しています。
10	質問項目：その他 機能要件確認書（様式第9号）項番 111	
	「学校給食費納入済（精算額決定）額通知書」について、転出時や年度末等のタイミングで、当初の調定額（予定額）と実食数に基づく精算額の差分を確定させ、過不足分を通知・精算するための帳票という認識で相違ないか。また、併せて支払済額の通知も必要となるか。	お見込みのとおりです。
11	質問項目：その他 機能要件確認書（様式第9号）	
	備考欄の回答する際、セルが保護されており、記述内容がうまく表示出来ないため、解除用のパスワードを示されたい。	修正し保護解除した様式第9号を掲載します。
12	質問項目：その他 機能要件確認書（様式第9号）項番 109	
	この「精算通知書」は、項番 111 の「学校給食費納入済（精算額決定）通知書」とは異なる帳票か。想定されているご利用イメージを示されたい。	長期欠食により年度途中でも年度の給食費が確定した場合の額の通知や、就学援助の認定・喪失のタイミングに支援期間の支援額を通知する運用を想定しています。